平成 29 年 3 月 30 日

「ちばぎん遺言代用信託」の取扱開始について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 29 年 4 月 3 日（月）より、「ちばぎん遺言代用信託」の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

当行は、平成 18 年に信託業務の認可を取得し、お客さまの資産や事業の承継に関するニーズにワンストップで対応できる態勢としており、本商品も銀行本体での取扱いとなります。

本商品は、当行がお客さま（被相続人）から金銭の信託を受け、これを元本保証のもと運用し、相続発生時にお客さまがあらかじめ指定した受取人（相続人）に一括して交付する仕組みとなっております。

受取人おひとりのお手続きで“かんたん・速やかに”資金の払戻しができる点が特長となっており、「将来の相続発生時に相続人が困らないようにしておきたい」というお客さまのニーズにお応えいたします。

当行は、本商品をラインナップに加えることにより、より多くの資産承継ニーズに積極的に対応してまいります。

以　上

（別　紙）

１．ご利用の流れ

＜信託契約時＞

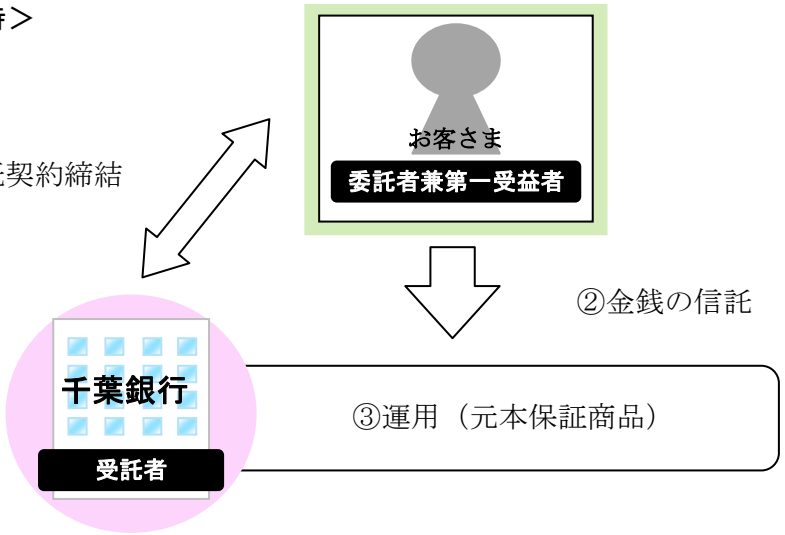

＜相続発生後＞

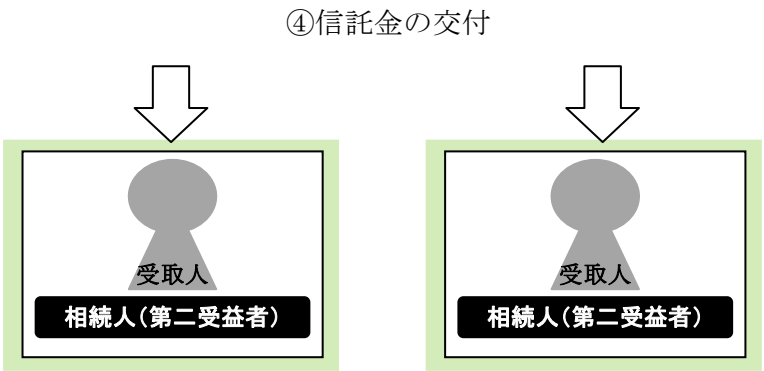

受取人は、
5 人まで指定する
ことができます。

２．商品概要

商　品　名	ちばぎん遺言代用信託	
対　象　者	個人のお客さま（お客さま 1 人につき 1 契約）	
信 託 目 的	信託された金銭を元本保証のもと運用し、相続発生時に信託された金銭を受取人に交付いたします。	
信 託 期 間	30 年。なお、信託期間満了までに相続が発生しなかった場合には、お客さまに信託された金銭をお返しいたします。	
信 託 金 の 支　払　い	お客さまの相続発生時に、あらかじめ指定された受取人（相続人）から必要書類をご提出いただいたのちに金銭の支払いをいたします。	
信 託 報 酬	信託報酬（契約手数料）	信託財産額の 1%　※但し、最低 50 千円（税別）
	信託報酬（運用報酬）	運用収益の中から一定の金額をいただきます。
	解約・振込手数料	無料
そ　の　他	当面は遺言信託をご利用いただいている方のみ、お申込みいただけます。	

以　上